マチレット

知っておきたい！

更新や活用の方法

マイナンバーカード ガイドブック



マイナちゃん

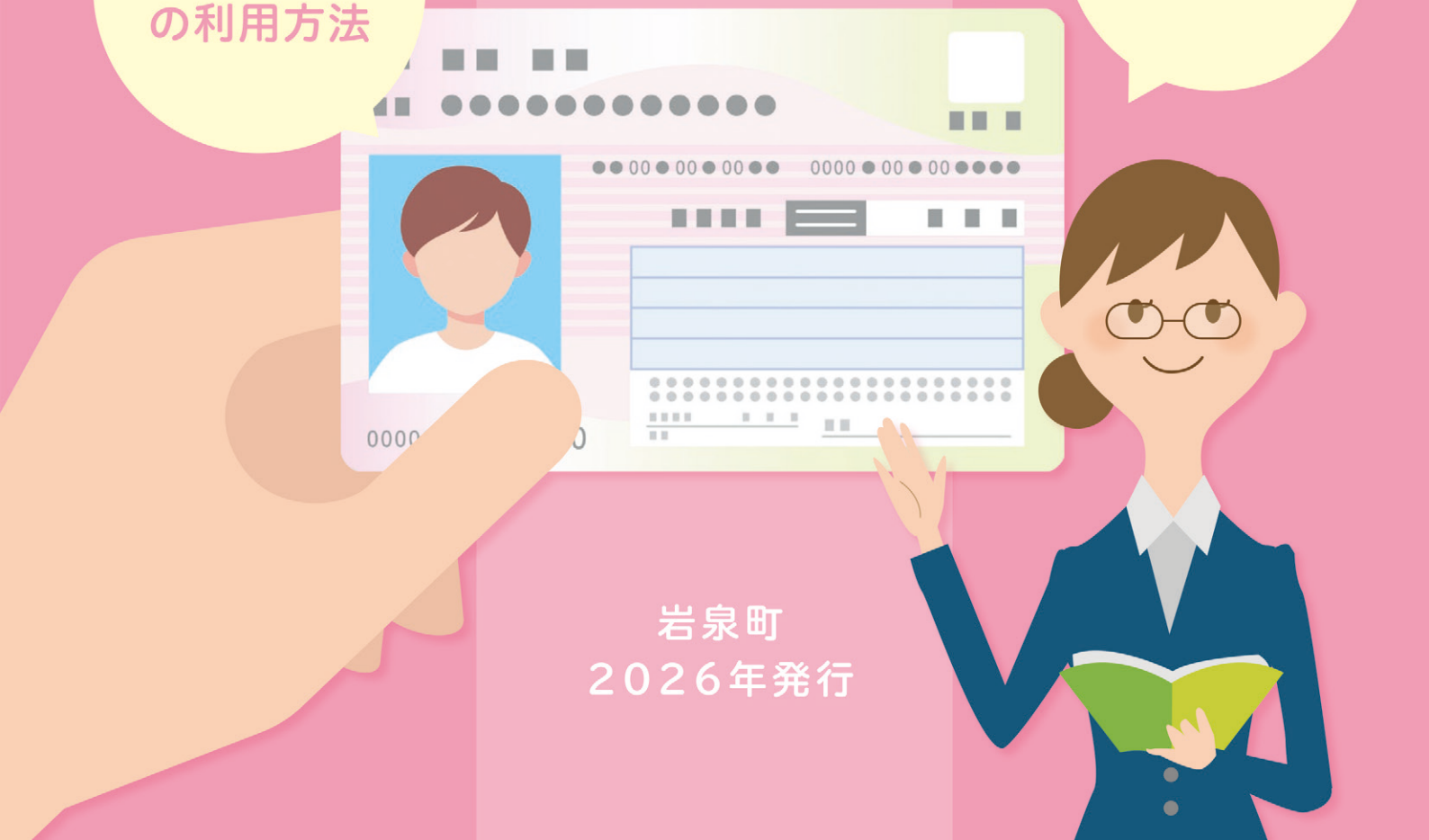
～これからは当たり前！マイナンバーカードがある生活～



龍ちゃん

電子証明書の利用方法

紛失した時の対応



岩泉町

2026年発行

マイナンバーカードについて

01 マイナンバーカードでできること

●マイナンバーカードの表面は、運転免許証などと同様に顔写真付きの本人確認書類として利用できます。裏面は、マイナンバーが記載されており、税・社会保険・災害対策の法令で定められた手続きを行う際のマイナンバー確認に利用できます。
また、マイナンバーカードに付いているICチップに搭載されている電子証明書は、コンビニで各種証明を取得できるほか、確定申告などの行政機関に対する電子申請などに利用できます。

●電子申請に関する詳しい内容は、「公的個人認証サービス　ポータルサイト」をご覧ください。

02 暗証番号と電子証明書

●マイナンバーカードを交付する際、4種類の暗証番号を設定していただきます。

●設定した暗証番号を忘れないよう以下の記載欄をご活用ください。

●暗証番号記載後は、他人に知られないように注意し、大切に保管してください。

暗証番号の種類	暗証番号	使用用途
1.署名用電子証明書	英数字を組み合わせた6～16文字（英字は大文字）［　　］	e-Tax（電子での確定申告）などインターネットで電子申請を行う際
2.利用者証明用電子証明書	数字4桁［　　］	マイナポータルへのログインやマイナ保険証としての利用、各種証明書のコンビニ交付を利用する際
3.住民基本台帳用	数字4桁［　　］	特例転入時や住所変更・氏名変更などにおいてマイナンバーカードの券面を更新する際
4.券面事項入力補助用	数字4桁［　　］	市区町村の窓口の手続きにおいて求められた際

※2・3・4の暗証番号については、同じ番号を設定することができます。

●電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日もしくはマイナンバーカードの有効期限のどちらか早い日までです。

●暗証番号を間違えるとロックがかかります。
署名用電子証明書の場合は5回、利用者証明用電子証明書の場合は3回、暗証番号を連続して間違えるとロックがかかり、電子証明書が利用できなくなります。ロックがかかった場合は、お住まいの市区町村の窓口で暗証番号の再設定を行ってください。代理人による手続きの場合は、委任状等が必要です。ご本人が来庁できない場合は、必ず事前にお問い合わせください。

03 氏名・住所等に変更があったときは？

●引越しや婚姻等で住所や氏名が変更となった場合は、転入届や婚姻届等の際に必ずマイナンバーカードをお住まいの市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記し、カードの情報を更新します。また、引越しや婚姻等により住所や氏名等が変わると署名用電子証明書は失効します。引き続き使用する場合は、お住まいの市区町村の窓口で手続きが必要です。

従来の健康保険証は
マイナ保険証へ移行しました！

●移行に伴い、医療機関や薬局を受診される際は、従来の保険証ではなくマイナンバーカードをご持参ください。
●マイナ保険証では、顔認証付きカードリーダーを使用して本人確認を行います。
なお、顔認証がうまくいかない場合には、マイナンバーカードの4桁の暗証番号が必要になりますので、事前にご確認ください。
●カードの読み取りができない場合に備えて、「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードと一緒にカードケースに入れておくと便利です。
※マイナ保険証の利用登録をしていない方は、資格確認書により受診が可能です。

01 マイナ保険証の利用登録に必要なもの

ご自身のスマートフォンから申し込む場合は、以下をご準備ください。
❶申込者本人のマイナンバーカードと暗証番号（数字4桁）
❷マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン
❸「マイナアプリ」のインストール
※ご自身のスマートフォンをお持ちでない場合、パソコン、もしくは 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーやセブン銀行ATMからも申し込みできます。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。
※岩泉町では町民課窓口で利用登録のお手伝いをしています。

02 マイナ保険証ならではのメリット

❶本人が同意をすれば、初めての医療機関でも特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！
❷限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが不要です！
❸就職・転職・引越しをしても健康保険証としてずっと使える！医療保険者が変わる場合は加入脱退の届出が引き続き必要です。
❹救急搬送時に傷病者本人の説明負担が軽減！ より適切な処置が受けられます。

健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル　☎0120-95-0178
受付時間（年末年始を除く）　平日 9:30～20:00　土日祝 9:30～17:30



このポスターやステッカーが目印です！

▼iPhone　▼Android

アプリのインストールはこちら

▲厚生労働省のホームページはこちら

コンビニ交付について

●マイナンバーカードを使ってコンビニのキオスク端末（マルチコピー機）で住民票などの各種証明書が取得できます。

実際の選択画面（住民票取得の例）

01 「行政サービス」を選択

まず最初に、店舗に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押していただきますと、利用開始となります。

02 メニュー選択

証明書の交付を選択します。

※証明書交付以外のサービスを提供していない店舗では、メニュー選択画面は表示されません。

03 同意画面

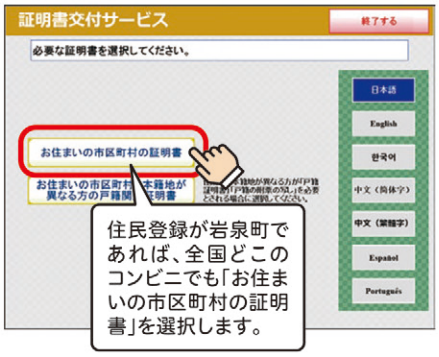
証明書交付サービスを選択します。

※キオスク端末により画面表示が異なります。

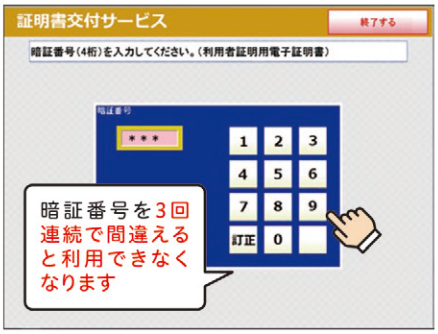
04 マイナンバーカードをセット



05 証明交付市区町村の選択



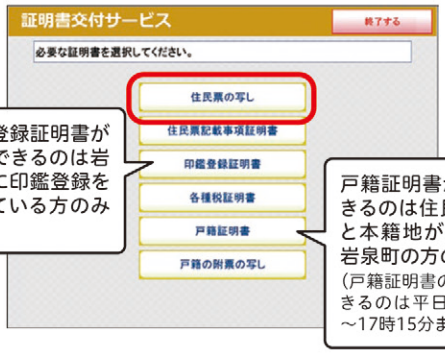
06 暗証番号の入力



07 カード取り外し



08 証明書の種別選択



09 交付種別選択



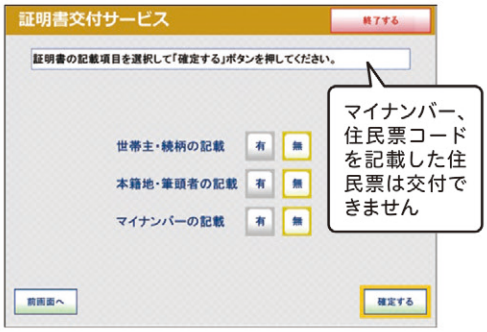
⑩「記載事項選択」へ続く



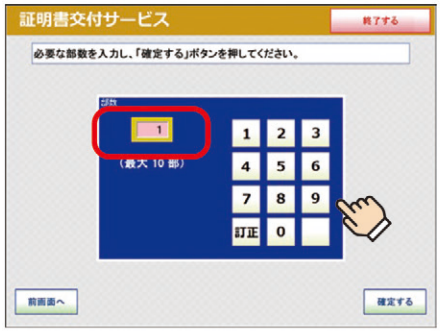
全国のコンビニエンスストアのうち、コンビニ交付サービスに対応したキオスク端末（マルチコピー機）が設置されている店舗で利用可能だよ

⑨「交付種別選択」からの続き

10 記載事項選択



11 部数選択



12 発行内容確認



13 料金の支払い

※キオスク端末により
画面表示が異なります。



14 証明書印刷、領収書発行

※キオスク端末により
画面表示が異なります。



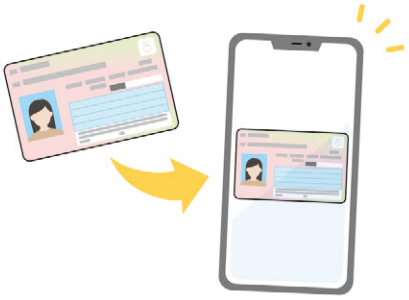
取得できる証明書		手数料	利用可能時間
住民票の写し	本人・同一世帯分	300円	6:30～23:00
印鑑登録証明書	本人分		
課税証明書	本人・最新年度分		
戸籍の附票の写し	・住民登録地と本籍地がどちらも岩泉町の方が取得可能です。 ・取得できるのは現在の戸籍です。 ・除籍・改製原戸籍は取得できません。		8:30～17:15 （平日のみ）
戸籍（謄本・抄本）		450円	

【注意事項】

・コンビニでの各種証明書の取得には、マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の暗証番号数字4桁、交付手数料が必要です。
・各種証明書のコンビニ交付を利用できるのは、マイナンバーカードをお持ちのご本人のみです。
・マイナンバーカードを受け取った当日や利用者証明用電子証明書を発行・更新した当日、町外からの転入届を提出した当日すぐはコンビニ交付のご利用ができません。翌日から利用可能です。
・年末年始（12月29日～1月3日）はコンビニ交付は休止します。
・システムメンテナンスのため、年に数回（2日程度）コンビニ交付を休止する場合があります。
（休止日は岩泉町公式ホームページと公式LINEでお知らせします。）
・マイナンバー入りの住民票が必要な場合は、町民課または各支所窓口でご請求ください。

引用元:コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）ホームページ（https://www.lg-waps.go.jp/）

あなたのスマートフォンにも！
マイナンバーカードがもっと便利に



お手持ちのマイナンバーカードをスマートフォンに搭載・登録して利用できるサービスがスタートしました。
これにより、マイナンバーカードを持ち歩く必要がなく※、スマートフォンだけでさまざまな行政サービスの利用や申し込みが可能になります。
このサービスの導入により、マイナンバーの活用がこれまで以上に安全で便利になりますのでぜひご活用ください。

※スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードをご利用いただけない場合もありますので、
必ず実物のカードも一緒にお持ちください。

01 利用できるサービスについて

Android・iPhoneのどちらでも、以下のサービスをご利用いただけます。

- マイナポータルでのオンライン行政手続き・サービス
- コンビニでの証明書の取得
- マイナ保険証としての利用
- e-Taxでの確定申告

【注意事項】

機種変更等でスマートフォンを手放す場合は、ご利用者様ご自身によるスマホ用電子証明書の失効手続きまたは一時利用停止が必要です。また、スマートフォンを紛失した際や盗難にあった際はマイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）に連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。

02 利用手続きについて

ご利用にはマイナアプリのダウンロードが必要です。
Androidスマートフォンでは、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォン内に搭載し、iPhoneでは、マイナンバーカードの情報をスマートフォンに登録して利用する形になります。
手続きの詳細に関しては各二次元コードをご覧ください。

Android の方はこちら▶
デジタル庁ホームページ
「Androidスマホ用電子証明書搭載サービス」

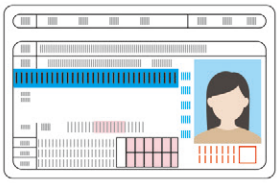
iPhone の方はこちら▶
デジタル庁ホームページ
「iPhoneのマイナンバーカード」

マイナンバーカードが運転免許証として利用できます！

2025年3月24日から、マイナンバーカードを運転免許証として利用できる「マイナ免許証」のサービスがスタートしました。このサービスの開始により、従来の運転免許証との併用やマイナンバーカードと一体化するなど保有方法を選ぶことができます。

01 運転免許証の保有方法について

運転免許証の保有方法には3つの選択肢があります。マイナ免許証にすることによって得られるメリットもありますので、ご自身の状況や利用目的に応じてお選びください。

	マイナ免許証のみ（一体化）	運転免許証とマイナ免許証の2枚持ち	運転免許証のみ
保有方法	マイナンバーカードを運転免許証として利用し、現在お持ちの運転免許証を返納する方法です。	マイナンバーカードを運転免許証として利用したうえで、現在お持ちの運転免許証も引き続き保有する方法です。	従来通り、運転免許証のみを保有する方法です。
メリット	■氏名・住所等変更がワンストップで可能 ■更新手数料が安くなる ■更新時の講習がオンラインで受講可能 ※優良運転者・一般運転者の方が対象です。更新手続きは免許センター等で行う必要があります	■更新時の講習がオンラインで受講可能 ※優良運転者・一般運転者の方が対象です。更新手続きは免許センター等で行う必要があります	従来通り

※自動車等を運転する際は、通常の免許証またはマイナンバーカードによる「マイナ免許証」のいずれかを携帯する必要があります。

※レンタカーを利用する際や国際免許証を申請する際には、従来の運転免許証が必要になる場合があります。該当する方は2枚持ちをご検討ください。

02 手続きについて

マイナンバーカードを運転免許証として利用するには、登録が必要です。登録は、運転免許証の新規取得時や更新時に選択することが可能です。

- 保有方法の変更については、運転免許証の更新時期に限らず、その他の手続きの際にも対応しております。変更を希望される場合は、お住まいの都道府県警察のホームページ等でご確認ください。
- 選択する運転免許証の保有方法によって、更新時の手数料や必要書類が異なる場合があります。詳細は右記の二次元コードよりご確認ください。

▲
マイナンバーカードの運転免許証利用
（デジタル庁ホームページ）

マイナンバーカードには有効期限があります

●有効期限が近づくと、ご自宅に申請書が同封された通知が届きますので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続きを行ってください。有効期限の3か月前から更新手続きできます。代理人による更新手続きを希望される場合は事前にお問い合わせください。

有効期限

18歳以上の方▶発行日後**10回目**の誕生日まで

18歳未満の方▶発行日後**5回目**の誕生日まで



マイナンバーカードを紛失等した際は

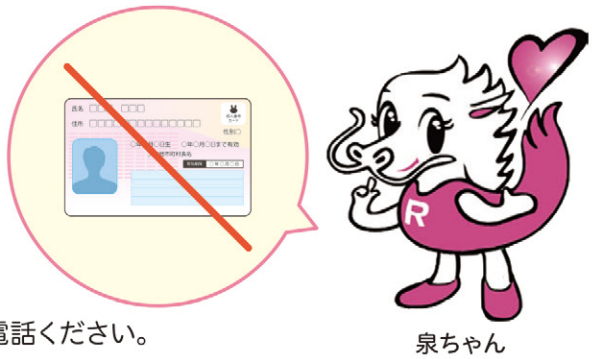
マイナンバーカードを失くした場合には、
直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には24時間365日対応）に連絡し、
マイナンバーカードの一時停止を行ってください。

■マイナンバーカードコールセンター

☎0120-95-0178
（総合フリーダイヤル）※プッシュ番号「2」

☎0570-783-578
（全国共通ナビダイヤル）※通話料金がかかります

※IP電話等で繋がらない場合は☎050-3818-1250へお電話ください。



泉ちゃん

併せてお住まいの市区町村の窓口で紛失等の届出、警察への遺失届または盗難届を提出してください。警察での受理番号は忘れずにお控えください。
※なお、マイナンバーカードの一時停止後にカードが見つかった場合、紛失等の申請を行う前であれば住民登録のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行うことができます。

●マイナンバーカードの再交付について
・マイナンバーカードを紛失した場合や、著しく損傷してしまい、再交付を希望する場合はお住まいの市区町村の窓口で再交付できます。
・再交付には手数料が発生します。（手数料1,000円）

マイナンバーカードに関する岩泉町役場の窓口（お問い合わせ先）

岩泉町役場　町民課　戸籍住民室　☎0194-22-2111

マチレット
マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2026年9月発行
発行：岩泉町
編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※コンテンツの一部は、「マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード」（デジタル庁）（https://www.digital.go.jp/policies/mynumber 参照令和6年8月26日）の情報をもとに株式会社ジチタイアドが作成したものです。
※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。